

庁 議 等 付 議 事 案 調 書

開催日 令和3年10月12日

局部名 財政局 財政部

- I 会議名 庁 議 政策会議
- II 付議事案名 令和4年度予算編成方針について
- III 付議目的 方針決定 協議 報告 その他 ()

1 決定事項 (協議事項 報告事項)

令和4年度当初予算編成方針を別紙のとおり定める。

2 庁議に付議する理由・背景

令和4年度当初予算編成にあたり、基本的な考え方や留意事項を盛り込んだ予算編成方針を示すため、付議するもの。

3 方針決定 (協議) 後の課題

- ・令和4年度の財政見通しでは、市税収入は新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復することが期待されるものの、財産収入など臨時的な収入が多くを見込めない一方、歳出では引き続きコロナ対応への財政需要が見込まれている。
- ・今後、国の追加経済対策が想定されることから、各局におかれては、情報収集に努め、必要に応じて令和4年度当初予算を前倒して実施するなど、積極的に国庫補助金等の財源活用をお願いする。

4 関係部局・副市長との調整状況

(1) 関係部局との調整状況

令和3年9月～10月、総務局、総合政策局と協議済

(2) 副市長への報告状況

令和3年10月6日 鈴木副市長、川口副市長に説明済

5 対外公表の時期・方法

(1) 議会等への対応

10月27日、正副議長・各会派幹事長に「令和4年度当初予算編成の基本的事項」及び「令和4年度予算編成方針について（依命通達）」を説明の上、各議員へ配布予定。

(2) 記者発表

なし

(3) 会議資料及び議事録の公表

非公開情報（情報公開条例第7条第6号 事務事業執行情報）に当たるため、議会説明（令和3年10月27日）以降に公表する。

6 添付資料

別紙1：令和4年度当初予算編成の基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3～4頁

別紙2：令和4年度予算編成方針について（依命通達）（案）・・・・・・・・・・ 5～8項

令和4年度当初予算編成の基本的事項

1 財政の現状

- (1) 本市では、新型コロナウイルス感染症の拡大に対して、市民の命と暮らしを守るため、これまでワクチン接種の促進をはじめとした感染防止対策や、地域経済の回復に向けた支援について、本年度も補正予算の編成などを通じて迅速に対応を図っているが、市民生活や経済活動への影響は長期化しており、引き続き財政需要が見込まれる状況である。
- (2) 令和2年度の一般会計決算では、57億円の実質収支を確保したほか、実質公債費比率や将来負担比率が低減し、財政状況の着実な改善が図られているが、基金借入高残高が多額であるなどの課題を抱えており、引き続き、財政健全化に向けた取組みが必要である。

2 令和4年度の財政見通し

- (1) 歳入では、市税収入が、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響から一定程度回復することが期待されるものの、依存財源の国庫補助負担金や地方交付税等については、国の予算編成の動向を見極める必要がある。
また、市債の活用については、健全化判断比率等への影響を考慮する必要があるほか、財産収入などの臨時的な収入も多くを見込めない状況である。
- (2) 歳出では、新型コロナウイルス感染症対応に係る財政需要とともに、少子・超高齢社会の進展や保育・子育て環境の向上に伴う社会保障関係経費の増加が見込まれるほか、新庁舎や新清掃工場、新病院など公共施設の整備への対応により、引き続き、厳しい収支状況になると見込まれている。

3 予算編成における基本的な方針

(1) 財政の健全性の維持・向上に向けた取組み及び行政改革の推進

財政の健全性を維持・向上させる取組み及び行政改革の取組みを着実に推進するとともに、特に、既存の事務事業については、事業効果や必要性について検証を行い、状況に応じて見直しを図る。

[具体的な取組内容]

歳入面

- ① 市税、国民健康保険料、介護保険料、保育料、住宅使用料、下水道使用料等の徴収対策の強化
- ② 公共料金の見直し
- ③ 市有資産の効果的な活用(財産の売払、貸付など)
- ④ 広告料収入など自主財源の確保

歳出面

- ① 事務事業の見直し
- ② 人件費の抑制
- ③ 公営企業等の経営健全化
- ④ 効率的な資産経営

(2) 重点施策の推進

医療、介護、子育て、教育、防災、都市づくりなどを中心に、市民生活の向上や本市の発展につながる施策について、事業費の精査を行ったうえで、事業の着実な推進を図る。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として、感染対策と日常生活の両立に向けて、感染防止対策を徹底するとともに、感染の動向に応じた医療提供体制の適切な確保を図るほか、新たな市民ニーズへの対応や、地域経済の回復を図るための取組みを推進する。

4 要求基準

(1) 経常的経費

別途通知した見積り限度額以内(下記ア・イの区分による算定額の合計)

ア 一般行政経費	前年度一般財源の95%
イ 施設管理費、光熱水費等	前年度一般財源同額
ウ 施設修繕費	所要額

(2) 臨時的経費

ア 政策的経費など、臨時的な行政需要に伴う経費	令和2年度及び令和3年度当初予算額の平均に5%の上乗せ額の範囲内
-------------------------	----------------------------------

なお、各局の自主性・戦略性に基づく、施策の選択・重点化を促進する観点から、上記の経費における相互流用を可能とする。

(案)

別紙2

3財財第 号

令和3年10月 日

局 (区) 長
教 育 長
行政委員会事務局長 様
議 会 事 務 局 長
会 計 管 理 者

副 市 長

令和4年度予算編成方針について（依命通達）

1 市財政の現状と令和4年度の財政見通し

本市では、新型コロナウイルス感染症の拡大に対して、市民の命と暮らしを守るため、これまでワクチン接種の促進をはじめとした感染防止対策や、地域経済の回復に向けた支援について、本年度も補正予算の編成などを通じて迅速に対応を図っているが、市民生活や経済活動への影響は長期化しており、引き続き財政需要が見込まれる状況である。

また、令和2年度の一般会計決算では、前年度並みの57億円の実質収支を確保したほか、実質公債費比率や将来負担比率が低減し、財政状況の着実な改善が図られているが、基金借入金残高が多額であるなどの課題を抱えており、引き続き、財政の健全性の維持・向上に向けた取組みが必要である。

令和4年度の本市の財政見通しは、歳入では、市税収入が、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響から一定程度回復することが期待されるものの、依存財源の国庫補助負担金や地方交付税等については、国の予算編成の動向を見極める必要がある。

また、市債の活用については、健全化判断比率等への影響を考慮する必要があるほか、財産収入などの臨時的な収入も多くを見込めない状況である。

一方、歳出では、新型コロナウイルス感染症対応に係る財政需要とともに、少子・超高齢社会の進展や保育・子育て環境の向上に伴う社会保障関係経費の増加が見込まれるほか、新庁舎や新清掃工場、新病院など公共施設の整備への対応により、引き続き、厳しい収支状況になると見込まれている。

2 予算編成における基本的な方針

令和4年度は、新市長が編成する初めての当初予算であり、少子・超高齢化や人口減少社会の到来といった従来からの課題への対応や、新型コロナウイルス感染症の状況に応じた対応を的確に講じるほか、新市長から指示された事項についても的確に予算に反映するものとする。

また、コロナ禍を契機とする市民の生活様式や働き方の変化など、社会全体の変革に対して的確な対応を図るほか、厳しい収支見込みのもと、本市が将来にわたり持続可能な行財政運営を実現するため、都市の活力を維持するための施策には、重点的に投資を行っていくものとする。

このため、職員の創意と工夫により、あらゆる歳入の確保や既存事務事業の整理・合理化に取り組む必要がある。

こうした視点に立ち、令和4年度予算は、以下の項目を基本的な方針として編成する。

(1) 財政の健全性の維持・向上に向けた取組み及び行政改革の推進

財政の健全性を維持・向上させる取組み及び行政改革の取組みを着実に推進するとともに、改善策については、的確に予算に反映させる。

特に、既存の事務事業については、適宜、事業効果や必要性について検証を行い、状況に応じて見直しを図る。

(2) 重点施策の推進

医療、介護、子育て、教育、防災、都市づくりなどを中心に、市民生活の向上や本市の発展につながる施策について、事業費の精査を行ったうえで、事業の着実な推進を図る。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として、感染対策と日常生活の両立に向けて、感染拡大防止対策を徹底するとともに、感染の動向に応じた医療提供体制の適切な確保を図るほか、新たな市民ニーズへの対応や、地域経済の回復を図るための取組みを推進する。

(3) 予算要求基準

ア 経常的経費

裁量的経費、あるいは削減余地のある固定的経費等については、別途通知した見積限度額以内で見積もること。

イ 臨時的経費

政策的経費など、臨時的な行政需要に伴う経費については、令和2年度及び令和3年度当初予算額の平均に5%の上乗せを基本として算定し、別途通知した見積限度額以内で見積もること。

なお、各局の自主性・戦略性に基づく、施策の選択・重点化を促進する観点から、上記の経費における相互流用を可能とする。

3 国の予算と地方財政

国における予算編成は、本市の予算編成にも多大な影響を及ぼすことから、今後明らかになる国の令和4年度予算編成や地方財政対策等の内容を踏まえ、適切に対応する必要がある。

このため、関係府省等への積極的な情報収集や働きかけを通じて、財源の獲得に努めるとともに、国の経済対策や補正予算に呼応した取組みについて、次年度予算を待たずに前倒しするなど、状況の変化に柔軟に対応できるよう留意すること。